

山王自動車車庫・向浜建設機械格納庫消防設備保守点検業務委託 特記仕様書

1. 委託業務の内容

秋田地域振興局建設部山王自動車車庫及び向浜建設機械格納庫に設備した消火用設備等の保全のため、消防法第17条の3による点検業務を行うものとする。

また、消火用設備等に不具合等が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、速やかに不具合等の報告及び助言を行うものとする。

2. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 物件の所在地

山王自動車車庫 : 秋田県秋田市山王四丁目3-31

向浜建設機械格納庫 : 秋田県秋田市向浜一丁目2-2

4. 保守点検の実施方法

消防庁告示第14号（昭和50年10月16日）の基準に則り外観及び機能点検を年1回、総合点検を年1回行うものとし、その点検日は甲乙協議のうえ定めるものとする。

5. 提出を要する書類及び時期

各点検を実施した後、速やかに消防用設備等点検結果報告書に各種点検票を添付し、提出ものとする。

6. その他

本特記仕様書に定めのない事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

**山王自動車車庫・向浜建設機械格納庫消防設備保守点検業務委託
条件明示書**

1. 見積条件

諸経費率については、建築保全業務積算要領（令和5年版、最終改定令和5年11月8日 国営保第15号、国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づき、以下のとおり積算しています。

業務管理费率 : 19%

一般管理费率 : 8%